

1・4・2 下関北九州道路
1・4・44-10 号 下関北九州道路

環境影響評価書

令和7年11月

山 口 県
北 九 州 市

— 目 次 —

第1章	都市計画対象道路事業の名称	1-1
第2章	都市計画決定権者の名称	2-1
第3章	都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）	3-1
3.1	都市計画対象道路事業の目的	3-1
3.2	都市計画対象道路事業の内容	3-2
3.2.1	都市計画対象道路事業の種類	3-2
3.2.2	都市計画対象道路事業実施区域の位置	3-2
3.2.3	都市計画対象道路事業の規模	3-4
3.2.4	都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	3-4
3.2.5	都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	3-4
3.2.6	都市計画対象道路事業に係る道路の区分等	3-4
3.2.7	都市計画対象道路事業の工事計画の概要	3-8
3.2.8	都市計画対象道路事業の連結位置	3-18
3.2.9	都市計画対象道路事業に係るその他の事項	3-18
3.3	その他の都市計画対象道路事業に関する事項	3-19
3.3.1	環境の保全に配慮する検討の経緯及びその内容	3-19
3.3.2	計画段階環境配慮書以降方法書までの経緯	3-36
3.3.3	方法書以降準備書までの検討の経緯	3-36
3.3.4	準備書以降評価書までの検討の経緯	3-37
3.3.5	環境保全への配慮事項	3-37
第4章	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4-1
4.1	自然的状況	4.1-1
4.2	社会的状況	4.2-1
第5章	計画段階配慮事項ごとに 調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	5-1
5.1	計画段階配慮事項の選定	5-1
5.2	計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法	5-2
5.3	計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果	5-4
第6章	計画段階環境配慮書についての 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解	6-1

第7章	計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての 意見と都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.1	計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの 意見と都市計画決定権者の見解	7-1
7.2	関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解 ..	7-6
第8章	環境影響評価方法書について意見を有する者の意見の概要 及びそれに対する都市計画決定権者の見解.....	8-1
第9章	環境影響評価方法書についての知事意見及びそれに対する 都市計画決定権者の見解.....	9-1
第10章	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法.....	10-1
10.1	専門家等による技術的助言	10-1
10.2	環境影響評価の項目	10-2
10.3	調査、予測及び評価の手法	10-2
第11章	環境影響評価の結果.....	11.1-1
11.1	大気質	11.1-1
11.1.1	自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	11.1-1
11.1.2	建設機械の稼働に係る粉じん等	11.1-71
11.1.3	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等 ..	11.1-87
11.2	騒音	11.2-1
11.2.1	自動車の走行に係る騒音	11.2-1
11.2.2	建設機械の稼働に係る騒音	11.2-82
11.2.3	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音	11.2-100
11.3	振動	11.3-1
11.3.1	自動車の走行に係る振動	11.3-1
11.3.2	建設機械の稼働に係る振動	11.3-31
11.3.3	資材及び機械の運搬に用いる車両の稼働に係る振動	11.3-44
11.4	低周波音	11.4-1
11.4.1	自動車の走行に係る低周波音	11.4-1
11.5	水質	11.5-1
11.5.1	切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤード 及び工事用道路等の設置に係る水の濁り	11.5-1
11.5.2	水底の掘削等に係る水の濁り	11.5-11
11.6	底質	11.6-1
11.6.1	水底の掘削等に係る底質	11.6-1
11.7	地形及び地質	11.7-1
11.7.1	道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在及び工事の実施（工事施工 ヤード及び工事用道路等の設置）に係る地形及び地質 ..	11.7-1

11.8	日照障害	11.8-1
11.8.1	道路（嵩上式）の存在に係る日照障害	11.8-1
11.9	動物	11.9-1
11.9.1	工事の実施（建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、水底の掘削等）、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在及び自動車の走行に係る動物	11.9-1
11.10	植物	11.10-1
11.10.1	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、水底の掘削等）、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る植物	11.10-1
11.11	生態系	11.11-1
11.11.1	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、水底の掘削等）、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る生態系	11.11-1
11.12	景観	11.12-1
11.12.1	道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観	11.12-1
11.13	人と自然との触れ合いの活動の場	11.13-1
11.13.1	道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場	11.13-1
11.14	廃棄物等	11.14-1
11.14.1	切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設副産物	11.14-1
第12章	環境影響の総合的な評価	12-1
第13章	事後調査	13-1
13.1	環境影響評価法に基づく事後調査	13-1
13.2	福岡県環境影響評価条例に基づく事後調査	13-4
13.3	山口県環境影響評価条例に基づく事後調査	13-4
第14章	環境影響評価準備書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解	14-1
第15章	環境影響評価準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	15-1
第16章	環境影響評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の見解	16-1
第17章	環境影響評価準備書の記載事項の修正内容	17-1
17.1	準備書から補正前の評価書への修正	17-1
17.2	補正前の評価書から補正評価書への修正	17-11
第18章	環境影響評価の委託先	18-1

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 214」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」